

「第2回滋賀県史編さん会議」次第

日時 令和6年(2024年)5月28日(火)

午後1時30分～3時

会場 大津合同庁舎7A会議室

1 議題

(1) 県史編集会議の活動について 資料1

(2) 県史編さん事業への県民参加の促進について 資料2

(3) 県史の活用方法について 資料3

2 その他

【配布資料】

資料1-1 滋賀県史編集会議の活動について

資料1-2 滋賀県史全9巻編さんスケジュール

資料1-3 滋賀県史資料編の仮目次について

資料2-1 「県史編さん」にかかる情報発信事業について

資料2-2 前回の会議で頂戴した意見への対応について(その1)

資料3 県史の活用方法について

参考資料1-1 滋賀県史編さん会議設置要綱

参考資料1-2 令和6年度 滋賀県史編さん会議委員一覧

参考資料2 滋賀県史編さん大綱

県史編集会議の活動について

1 編集会議

構成（令和5年4月1日設置）

県史編さん編集会議における役職	氏名	職名
県史編集委員長	伊藤 之雄	京都大学 名誉教授
副編集委員長 兼 産業・経済部会長	坂根 嘉弘	広島修道大学商学部 教授
委員 兼 政治・行政（戦前）部会長	森 靖夫	同志社大学法学部 教授
委員 兼 政治・行政（戦後）部会長	森 裕城	同志社大学法学部 教授
委員 兼 環境・琵琶湖部会長	香川 雄一	滋賀県立大学環境科学部 教授
委員 兼 社会・福祉部会長	小林 丈広	同志社大学文学部 教授
委員 兼 教育・文化・民俗部会長	田中 智子	京都大学大学院教育学研究科 教授

（敬称略）

① 令和5年度の活動状況

（ア）編集会議の開催状況および主な検討・決定事項は以下のとおり。

■ 第1回会議（5月14日）

☆15年間のスケジュールを決定【資料1-2】※第4回会議で一部修正

資料編、通史編と順次刊行し、その後、概要版である「よく分かる滋賀県の150年」、図録である「目で見える滋賀県の150年」および年表を刊行する。

☆具体的な編集方針や作業手順の確認・決定

学術レベルと分かり易さの両立

例）・記述の出典を明確にした執筆

- ・掲載資料は、原文の片仮名を平仮名にする（読みやすさ重視）
- ・「目で見える滋賀県の150年」の効果的活用（分野によりこちらに掲載）
- ・専門部会間の分担割合の決定

■ 第2回会議（7月23日）

「資料編・戦前」の仮目次の決定に向け、まず時期区分等の検討を開始。

- ・章立ての基となる時期区分の設定、および各時期区分で扱うと想定される項目についての議論・検討を開始。
- ・初回は、政治・行政（戦前）部会長が担当分野から考えられる時期区分等の案を発表いただき、これを基に議論。

■ 第3回会議（10月1日）

時期区分等の検討の2回目。

- ・発表者は、教育・文化・民俗部会長および産業・経済部会長。
- ・また、政治・行政（戦前）部会長から修正案の発表。

- ・ 仮目次の構成等について、以下を確認。
 - 時期区分を「部」とし、その下に各分野（部会）の「章」を置く構成。
 - 「資料編・戦前」の仮目次は「通史編・戦前」（第1巻・第2巻）にも引き継ぐ。
 - 「通史編・戦前」第1巻と第2巻は1918年（原敬内閣成立）で区分する。

■ 第4回会議（11月19日）

時期区分等の検討の最終回。

- ・ 発表者は、社会・福祉部会長および環境・琵琶湖部会長
- ・ これまでの議論も踏まえたまとめとして、時期区分を次のように確認。
 - 1868年～1878年／1878年～1907年／1907年～1918年
 - 1918年～1937年／1937年～1945年
- ・ 次回会議では仮目次を決定することとし、各部会長に対して章題の案を事務局に提出されるよう依頼。

■ 第5回会議（2月12日）

☆仮目次案の決定【資料1-3】

- ・ 各部会長の意見を基に事務局が作成した案について検討し、仮目次を決定。
- ・ 今後、掲載資料を具体化する中で、章題の多少の変更はあり得ることを確認。

（イ）その他の検討・確認事項

- ・ 部会間の担当範囲（対象とする項目）の調整
- ・ 事務局が行う情報発信事業への助言、および分担の調整

② 令和6年度の活動予定

☆年度内に掲載史料の5割～7割を選択することを目標に進めていく。

- ・ 第1回会議を6月23日、第2回会議を9月22日とし、まずは政治・行政部会、環境・琵琶湖部会から掲載史料の案と、県の歴史の流れを報告することを確認。

2 専門部会

① 令和5年度の活動状況

- ・ 各専門部会では執筆委員を選任し、打合せ会議を開催するなど活動を実施。
- ・ 執筆委員による資料調査および部会内の分担の調整が始まる。

② 令和6年度の活動予定

- ・ 打合せ会議を開催するなど、引き続き活動を実施。
- ・ 執筆委員による資料調査および部会内の分担の調整を引続き実施。

令和6年度 滋賀県史編さん会議委員一覧

(敬称略)

氏名	現役職等
えちご ひろのり 越後 宏規	滋賀県農業協同組合中央会 農業・地域対策部 次長
くぼた しげゆき 久保田 重幸	三重大学教職大学院准教授
せきがわ まさゆき 関川 雅之	滋賀県環境学習等推進協議会委員
たにくち いくみ 谷口 郁美	社会福祉法人滋賀県社会福祉協議会 副会長
てらしま ひろふみ 寺嶋 裕文	滋賀県民俗文化財保護ネットワーク 会長
ひらおか なつき 平岡 菜月	滋賀県立大学環境科学部環境政策・計画学科4回生
ふじよし ひろし 藤吉 央	公募委員
ふなこし ひでゆき 船越 英之	公益財団法人滋賀県産業支援プラザ 販路開拓課長・経営相談室長
まつだ きくこ 松田 規久子	株式会社京都新聞社編集局文化部 編集委員兼論説委員
まつの まさはる 松野 勝治	滋賀県公共図書館協議会会長 東近江市教育委員会管理監兼東近江市立八日市図書館長
まつもと けいし 松本 圭司	びわ湖放送株式会社 取締役経営戦略本部長
みやけ たかみ 三宅 貴江	公益財団法人びわ湖芸術文化財団 「湖国と文化」編集長
おおすぎ すみこ 大杉 住子	滋賀県副知事
いとう ゆきお 伊藤 之雄	京都大学名誉教授
さかね よしひろ 坂根 嘉弘	広島修道大学商学部教授
まつだ ちはる 松田 千春	滋賀県総合企画部長

※県職員および県史編さん編集委員を除き50音順

滋賀県史全9巻編さんスケジュール (R5.11更新)

①4～6月 ②7～9月		③10～12月 ④1～3月		令和5年度 2023年度	令和6年度 2024年度	令和7年度 2025年度	令和8年度 2026年度	令和9年度 2027年度	令和10年度 2028年度	令和11年度 2029年度	令和12年度 2030年度	令和13年度 2031年度	令和14年度 2032年度	令和15年度 2033年度	令和16年度 2034年度	令和17年度 2035年度	令和18年度 2036年度	令和19年度 2037年度
第1巻	通史編・戦前・I	執筆委員の決定							仮目次の作成		原稿提出 (10月)	編集・校正・刊行						
第2巻	通史編・戦前・II	執筆委員の決定							仮目次の作成		原稿提出 (10月)		編集・校正・刊行					
第3巻	通史編・戦後・I	執筆委員の決定											仮目次の作成	原稿提出 (10月)	編集・校正・刊行			
第4巻	通史編・戦後・II	執筆委員の決定											仮目次の作成	原稿提出 (10月)		編集・校正・刊行		
第5巻	資料編・戦前	①	テーマの調整			掲載史料の翻刻 解題の校正												
		②	執筆委員の決定			巻名の決定等												
		③		掲載史料・解題 原稿の提出	印刷会社に 原稿を提出													
		④	仮目次の作成			刊行												
第6巻	資料編・戦後	①	テーマの調整			掲載史料の翻刻 解題の校正												
		②		執筆委員の決定 (名簿作成)		巻名の決定等												
		③		掲載史料・解題 原稿の提出	印刷会社に 原稿を提出													
		④	仮目次の作成			刊行												
新聞記事の収集			1881年 -1900年	1901年 -1920年	1921年 -1945年		1946年 -1960年		1961年 -1975年	1976年 -1990年				1991年 -2005年	2006年 -2022年 (~R16.10)			
第7巻	よくわかる滋賀県の150年※																	原稿提出(6月) 編集・校正・刊行
第8巻	目で見る滋賀県の150年※※														原稿提出(10月) 編集・校正(1月~)	編集・校正	刊行	
第9巻	年表	監修者の決定											戦前分をまとめる			戦後分をまとめる	編集・監修者の確認・刊行	

※通史編戦前I・IIと戦後編I・IIを約10分の1に簡略化して、300頁程度で滋賀県の150年をわかりやすく描く。

※※滋賀県の地理や文化財等に関するテーマについて、写真・地図・CG等を用いてA4版400頁程度でわかりやすく描く。

滋賀県史資料編（戦前）の仮目次について

第 1 部 明治維新と近代化の始まり [1868-1878 年]

- 第 1 章 【政治・行政】 滋賀県政の形成
- 第 2 章 【産業・経済】 近代的諸改革と殖産興業
- 第 3 章 【社会・福祉】 村の変容と救済制度の模索
- 第 4 章 【環境・琵琶湖】 治水行政と水産行政の開始
- 第 5 章 【教育・文化・民俗】 文明開化の始動

第 2 部 立憲国家の形成と本格的近代化 [1878-1907 年]

- 第 1 章 【政治・行政】 三新法成立と府県制の施行
- 第 2 章 【産業・経済】 会社銀行の設立と在来産業の発展
- 第 3 章 【社会・福祉】 町の自立と医療・衛生システム
- 第 4 章 【環境・琵琶湖】 琵琶湖集水域における水政策の整備
- 第 5 章 【教育・文化・民俗】 教育機会の拡大と新たな文化の展開

第 3 部 日露戦争後の新事業から経済成長へ [1907-1918 年]

- 第 1 章 【政治・行政】 積極県政の展開と地方改良
- 第 2 章 【産業・経済】 日露戦後の不況と大戦ブーム
- 第 3 章 【社会・福祉】 格差の拡大と人の移動
- 第 4 章 【環境・琵琶湖】 琵琶湖における水資源開発
- 第 5 章 【教育・文化・民俗】 県教育の拡充と文化の社会的発展

第 4 部 第一次世界大戦後の発展と問題発生への対応 [1918-1937 年]

- 第 1 章 【政治・行政】 二大政党制と地方自治の拡充
- 第 2 章 【産業・経済】 恐慌と産業構造の転換
- 第 3 章 【社会・福祉】 米騒動と社会事業の胎動
- 第 4 章 【環境・琵琶湖】 琵琶湖における環境問題の発生
- 第 5 章 【教育・文化・民俗】 県教育の整備と大衆文化の形成

第 5 部 アジア・太平洋戦争下の停滞 [1937-1945 年]

- 第 1 章 【政治・行政】 総力戦下の県政と翼賛
- 第 2 章 【産業・経済】 戦時統制による産業経済の変容
- 第 3 章 【社会・福祉】 統制下における地域の個性
- 第 4 章 【環境・琵琶湖】 治水政策の新たな展開
- 第 5 章 【教育・文化・民俗】 思想・文化の統制と教育の軍国主義化

「県史編さん」にかかる情報発信事業について
～ R5年度実績・R6年度計画(案)～

資料2-1

事業	R5年度実施実績	R6年度計画
<p>①企画展示の実施</p> <p>県史編さん職員等が京都新聞記事の調査・収集の成果をもとにその都度テーマを決め、関連資料（新聞記事や歴史公文書等）を用いて展示を行う。</p>	<p>「新聞記事からみた明治の湖国」と題して、以下の6つのテーマで展示を行った。</p> <p>①滋賀県と新聞 ②太湖汽船とその周辺 ③ハワイ官約移民のはじまり ④第一回総選挙と滋賀県 ⑤天智天皇顕彰運動 ⑥尋常中学校教員の総辞職</p> <p>期間：令和6年1月22日～5月23日 場所：滋賀県立公文書館</p>	<p>「日露戦争・第一次世界大戦と滋賀県（仮）」と題して、6つのテーマで展示を行う予定。</p> <p>期間：令和7年1月27日～4月24日 場所：滋賀県立公文書館</p>
<p>②ミニ展示の実施</p> <p>県史編さん職員等が日々の調査業務の中で得た資料3、4点をパネルにし、キャプションを付けて展示を行う。</p>	<p>展示を以下のテーマ・期間で、県庁新館2F 掲示スペースにおいて計5回行った。</p> <p>①警察文書からたどる大津事件 (6/14～8/4) ②東久邇宮御成に見る戦時下の滋賀県 (8/7～9/27) ③滋賀県政百年記念事業 (9/28～12/1) ④滋賀県における社会事業 —第一次世界大戦以後— (12/4～2/2) ⑤三井寺と滋賀の近代 (2/5～3/29)</p> <p>また、県立図書館においても以下の日程で展示を行い、その際、子供向けのキャプションを用意した。 2/28～4/26…①②</p>	<p>展示を以下のテーマ・期間で、県庁新館2F 掲示スペースにおいて計4回行う予定。</p> <p>①昭和三の滋賀県食用蛙試食デー (4/1～6/28) ②鉄道・汽船と長浜 (7/1～9/27) ③滋賀県師範学校 (9/30～12/27) ④明治期の文化財調査 (12/30～3/28)</p> <p>県立図書館での展示については、以下の内容で計3回行う予定。 展示内容：R5年度③⑤ (4/27～5/30) R5年度④、R6年度①～④ (1月、2月)</p>
<p>③情報紙の発行</p> <p>公文書館の情報紙『滋賀のアーカイブズ』において県史編さん事業の情報発信を行う。</p> <p>〈発信内容の具体例〉 ・県史編さんの進捗状況 ・所蔵・収集資料を県史編さん職員等が調査・収集した資料の紹介や、編さん委員・執筆委員からの寄稿 ・県民や郷土史家からの情報提供 など</p>	<p>情報紙『滋賀のアーカイブズ』を9月・3月の2回刊行し、県史編さんの進捗状況のほか、調査・収集した資料の紹介等を行った。</p>	<p>R5年度と同様、情報紙『滋賀のアーカイブズ』を9月・3月の2回刊行し、県史編さんの進捗状況のほか、調査・収集した資料の紹介等を行う予定。</p>
<p>④研究誌の発行</p> <p>県史に係る新たな史実を踏まえて県史の大きな流れを明らかにする論文や、収集・所蔵資料の基礎的研究に係る論文等を掲載した研究誌『滋賀県史研究』を刊行する。</p> <p>併せて、滋賀県に関する書籍の書評や、編さん事業に係る報告等も随時掲載する。</p> <p>〈執筆者〉 県史編さん職員や県史の執筆委員が執筆するほか、広く一般に投稿を募る。</p> <p>〈論文の査読〉 県史編集会議委員が行う。</p>	<p>令和6年度の刊行に向け、執筆者について事務局および県史編さん編集委員会において検討・調整を行った。</p> <p>また、情報紙『滋賀のアーカイブズ』3月号に投稿要領を掲載するとともに、県の広報媒体等を活用して広く投稿を呼びかけた。</p>	<p>令和7年3月に刊行を予定。</p>
<p>⑤講演会の開催</p>	<p>令和6年度の開催に向け、講演者の検討・調整を行った。</p>	<p>令和6年11月12日、県史編集会議副委員長の坂根嘉弘先生を講師に開催を予定。</p>
<p>⑥講座の開催</p>	<p>—</p>	<p>県内の中学校・高校で開催予定。</p>

前回の会議で頂戴した意見への対応について（その1）

1 情報発信事業の展示場所選定で子供を意識すること

- 令和5年度の「ミニ展示」について、県立図書館で追加開催。その際、子ども向けのキャプション（A4版）の配布を実施。R6年度も継続予定。
- 琵琶湖博物館での展示について、令和5年度に同博物館と協議を実施。令和6年度は、令和7年度の展示開催に向けた調整を同館と行う予定。

2 資料の発掘、適正な保存

- 令和2年度まで、県と県内市町の担当者が歴史公文書についての情報交換を行う場として「県内歴史的公文書等担当者会議」を開催（コロナ禍により休止状態）
- 令和6年度において、上記会議を「県内歴史公文書等担当者会議」として活動を6月に再開予定。この会議を、次の取組のプラットフォームとして機能させていきたい。
 - ① 自治体における公文書管理についての情報交換
 - ② 自治体以外が所有・保管する地域資料の適切な保存にかかる連絡調整
 - ③ 自治体以外が所有・保管する地域資料の適切な保存方法の情報共有
 - ④ その他、歴史公文書等の管理・保存に関すること

県史の活用方法について

■ 前回の会議で頂戴した意見への対応について（その2）

○ 小中学生向けの県史のジュニア版－県史と子供をつなぐもの－の作成

- ・ 滋賀県史の学校現場における活用を検討するため、令和5年度は県教育委員会の幼小中教育課、高校教育課および公文書館の職員によるワーキンググループを設置（3月）。
- ・ 令和6年度は、以下の事項についてワーキンググループで検討中。

① 県史の学校教育における活用方法の検討

例：滋賀県史（概要版）の活用方法の検討

② 県史事業の進捗状況に応じた活用事業の実施

例：情報発信事業で実施した展示内容の具体的な活用の検討
令和8年度刊行予定の資料編（戦前）の活用方法の検討

■ 第5巻「資料編・戦前編」の刊行に向けて－今後の検討課題－

1 基本的な考え－「滋賀県史編さん大綱」の方針を踏まえて

- ① 過去の県史と同様に、製本冊子の県史を刊行
- ② 県史へのアクセス性について情報通信技術（ICT）を活用するなど配慮

2 冊子の販売、無償配布先について

- 課題**
- ・ 販売価格の水準（上限的なものはあるのか）
 - ・ どこに無償配布すべきか

3 刊行方法および情報通信技術（ICT）を活用について

課題

① 冊子の印刷・発行方法について

（参考－他の自治体の状況）

例1：発行者である自治体が印刷業者に発注して印刷し、自治体が販売（一般的）

例2：発行者である自治体が印刷業者に発注して印刷と販売を委託（事例あり）

※ 販売…「在庫を管理し、書店等で販売」の意味

例3：企画・編集者である自治体や編集委員会が出版社原稿を提供し、出版社が発行・販売（県史では事例なし）

② 具体的な情報通信技術（ICT）の活用方法について

（参考－他の自治体の状況）

例1：過去に編さんした自治体史をホームページ上でデジタル公開

例2：新たに編さんした県史についてデータ検索機能を付けて公開

滋賀県史編さん会議設置要綱

(目的)

第1条 滋賀県史の編さんを円滑かつ効率的に推進するため、滋賀県史編さん会議（以下「編さん会議」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 編さん会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 滋賀県史編さん大綱の変更に関する事。
- (2) 県民への普及・情報発信活動に関する事。
- (3) その他滋賀県史編さんにおける重要事項に関する事。

(組織)

第3条 編さん会議は、議長、副議長および委員の合計16人以内で組織する。

- 2 議長は、副知事をもって充て、編さん会議を代表する。
- 3 副議長は、編集委員長をもって充て、議長を補佐し、議長の任務の遂行に支障があるときは、その職務を代理する。
- 4 委員は、関係団体の代表者その他編さん会議の運営に必要な者のうちから知事が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は3年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の任期は、前任者の残存期間とする。

- 2 委員は、再任することができる。

(会議)

第5条 編さん会議は、議長が招集し、議事を進行する。

- 2 会議は、過半数の出席を持って成立する。
- 3 議長が必要と認める場合は、委員以外の者を会議に出席させることができる。

(事務局)

第6条 編さん会議の庶務を処理するため、滋賀県立公文書館に事務局を置く。

(その他)

第7条 この要綱に定めるほか、編さん会議の運営に必要な事項は、別に定める。

付則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

付則

この要綱は、令和5年9月7日から施行する。

令和6年度 滋賀県史編さん会議委員一覧

(敬称略)

氏名	現役職等
えちご ひろのり 越後 宏規	滋賀県農業協同組合中央会 農業・地域対策部 次長
くぼた しげゆき 久保田 重幸	三重大学教職大学院准教授
せきがわ まさゆき 関川 雅之	滋賀県環境学習等推進協議会委員
たにくち いくみ 谷口 郁美	社会福祉法人滋賀県社会福祉協議会 副会長
てらしま ひろふみ 寺嶋 裕文	滋賀県民俗文化財保護ネットワーク 会長
ひらおか なつき 平岡 菜月	滋賀県立大学環境科学部環境政策・計画学科4回生
ふじよし ひろし 藤吉 央	公募委員
ふなこし ひでゆき 船越 英之	公益財団法人滋賀県産業支援プラザ 販路開拓課長・経営相談室長
まつだ きくこ 松田 規久子	株式会社京都新聞社編集局文化部 編集委員兼論説委員
まつの まさはる 松野 勝治	滋賀県公共図書館協議会会長 東近江市教育委員会管理監兼東近江市立八日市図書館長
まつもと けいし 松本 圭司	びわ湖放送株式会社 取締役経営戦略本部長
みやけ たかみ 三宅 貴江	公益財団法人びわ湖芸術文化財団 「湖国と文化」編集長
おおすぎ すみこ 大杉 住子	滋賀県副知事
いとう ゆきお 伊藤 之雄	京都大学名誉教授
さかね よしひろ 坂根 嘉弘	広島修道大学商学部教授
まつだ ちはる 松田 千春	滋賀県総合企画部長

※県職員および県史編さん編集委員を除き50音順

滋賀県史編さん大綱

第1 趣旨

この大綱は、滋賀県史（以下「県史」という。）の編さんに関し、必要な事項を定めるものとする。

第2 目的

1. 交通の要衝として今も多くの人々の往来がある本県は、外部から新しい風を取り入れることにより、滋賀の文化を守りつつも、時代に応じて変化し続けることによって発展してきた。本県の歩みや先人の努力と知恵を振り返り、県民がその歴史を学ぶことに寄与する。
2. ふるさと滋賀への一層の愛着と誇りを育み、未来を考える知的資源として、子どもを含む後世の幅広い世代に県の歴史を伝えるとともに、県内外や世界に向けて発信する。
3. 県の歴史を伝える貴重な関連資料を収集・保管し、その散逸防止を図る。

第3 方針

1. 滋賀県の歴史的な変遷を世界および日本の歴史的な流れの中に位置づける。
2. 最新の調査・研究の成果を広く取り入れ、叙述の根拠を示す出典を明示し、高度な学術研究の水準を持つものとする。
3. できる限り平易な表現で分かりやすく記述するとともに、多くの写真や図版を収録することにより、広く県民に親しまれるものとする。また、県史へのアクセス性について、インターネットやスマートフォンといった情報通信技術（ICT）を活用するなど配慮する。
4. 県内外に所在する資料を丹念に調査し、撮影した写真など資料データの収集と保存に努める。その際、積極的に情報提供を呼びかけるとともに、資料所有者の理解と協力を得ながら、幅広い利活用が可能となるような条件を整える。また、調査等を通じて散逸の可能性が高いと認識した資料については、関係諸機関の協力を得ながらその保全を図る。
5. 編さんにあたっては、県民の理解と協力、参加のもとに進められるよう取り組む。その際、県民が地域の伝承や習慣といった情報の提供ができ、また、郷土史研究の成果などを発信できる場を設ける。

第4 県史の構成

滋賀県が誕生した明治5年から令和4年までの150年間を主たる対象とする近現代史とし、資料編2巻、通史編4巻、年表のほか、簡略に叙述した概説および写真・地図等の図録により構成されるものとする。

第5 期間

県史の編さんに要する期間は、令和5年度から令和19年度までの15年間を目途とする。

第6 組織

1. 県史の編さんのため、滋賀県史編さん会議および県史編集会議を設置し、県史編集会議に専門部会を設置する。
2. 滋賀県史編さん会議は、県史の編さんにかかる県民への普及・広報活動および大綱の変更に関わる重要事項について検討を行う。
3. 県史編集会議は、県史編集委員長、同副委員長および専門部会の長で構成し、専門部会間の調整を図り、県史の編集を行う。
4. 専門部会は、専門部会長および執筆委員で構成し、専門分野における必要な資料の調査、執筆、編集等を行う。
5. 専門部会は、政治・行政（戦前）、同（戦後）、産業・経済、環境・琵琶湖、社会・福祉、教育・文化・民俗の6部会とする。
6. 滋賀県庁内に県史編さん事務局を設け、県史の編さんに必要な資料の調査・整理、執筆・校正および編集の補助、普及・広報活動、事業全般の庶務等を行う。

第7 県民への情報提供等

県史の編さんへの県民の理解と協力を得るため、編さんの進捗状況や新たな史実の発見といった調査研究の成果、県民から寄せられた情報などを、例えばホームページでの公開や逐次刊行物の発行、講演会の開催を通じて広く県民に提供する。

第8 その他

この大綱に定める事項を進めるため実施計画を定めるほか、県史の編さんに関し必要な事項は別に定める。